

相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）
改良事業に係る導水施設整備工事

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答書

令和2年9月

横浜市水道局

この回答書は、相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事の実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答を記載したものです。

回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、調達公告時に示します。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：令和2年7月15日（水）実施方針及び要求水準書（案）の公表から
令和2年8月21日（金）午後5時まで

質 問 数 ：合計271件

1 実施方針に関する質問： 94 件

第1 本工事の概要	4 件
2 工事内容に関する事項	4 件
第2 入札参加者の募集及び落札者の選定に関する事項	13 件
1 入札参加者の募集及び落札者の選定方法	8 件
2 入札参加者の募集及び落札者の選定スケジュール	1 件
3 応募手続等	4 件
第3 入札参加者の備えるべき参加資格条件	69 件
1 入札参加資格	68 件
2 入札参加資格の喪失	1 件
第4 審査及び選定に関する事項	2 件
1 評価委員会	1 件
2 落札者の決定	1 件
第6 請負人の責任明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	1 件
3 技術提案等が達成されなかったときの対応	1 件
第7 契約に関する事項	5 件
1 予定価格	1 件
その他	4 件

2 要求水準書（案）に関する質問： 177 件

第1 総則	13 件
2 本工事の概要	7 件
3 請負人に求める役割	1 件
4 工事目的物	5 件
第2 基本要件	23 件
1 工事目的物の引渡しと施設運用形態	9 件
3 工事用地	13 件
4 地下埋設物	1 件
第3 工事目的物の要求水準	51 件
1 共通事項	15 件
2 シールド内管路	14 件
3 接続管路	15 件
4 接合井	1 件
5 管理人孔（(M1)旧旭・瀬谷SC人孔）	6 件
第4 仮設工及び付帯工の要求水準	26 件
1 仮設工	13 件
2 付帯工	13 件
第5 業務仕様	17 件
1 共通仕様	6 件
2 設計に関する仕様	3 件
3 施工に関する仕様	8 件
別紙	45 件
別紙2 工事用地平面図	14 件
別紙3 工事目的物平面・断面図（参考図）	1 件
別紙6 リスク分担表（案）	25 件
別紙7 業務体制図	3 件
別紙8 衛生管理に関する特記仕様書	2 件
その他	2 件

1 実施方針に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
1	工程	2	第1	2	(4)	ウ	施工が令和15年3月までとなっていますが、同時施工などで早期に完了した場合には、出来高精算が可能でしょうか。また、予算執行上の年度出来高の制限があればご教示ください。	契約締結時に水道局と協議の上、支払限度額を設定します。	
2	本工事の対象範囲	2	第1	2	(4)	エ (7)	a, b	(7) 設計に、a 測量、b 地質調査がありますが、結果によって設計が変わった場合、設計変更となるということでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問No.255の回答のとおりです。
3	本工事施工範囲	2	第1	2	(4)	エ (7)	a, b	本工事で設計を行う測量と土質調査の範囲について、基本設計で実施されたものに閲覧資料「基本設計業務委託」のP,473 6.詳細設計検討事項を参考に考えればよろしいですか。	要求水準書(案)第5の2(2)ア及び同(3)アのとおりです。 なお、貸与資料の取扱いは、実施方針第2の3(1)キ(カ)のとおりです。
4	詳細設計	2	第1	2	(4)	エ (7)	c	本工事の設計対象範囲は詳細設計のみです。一方「貸与資料1 基本設計業務委託 報告書 令和2年3月」は参考資料で、本工事の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない旨記載があることから、請負人は基本設計に縛られず要求水準書を遵守して詳細設計を行ってよいと理解しますが、設計施工一括方式の工事の円滑な進捗管理の観点から、設計の中間段階で発注者の承諾を得ないと次段階に進むことができないホールドポイントの設定やその項目について発注者様のお考えをご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 水道局は、設計の途中段階で要求水準書(案)第6の2(1)に準じて、請負人の設計が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認します。その他、調達公告時に示す工事請負契約約款(設計・施工一括)に準じて、水道局の監督員が有する権限の範囲内で、適宜、進捗の確認等を実施します。
5	請負人に求める役割	3	第2	1	(1)			2,400ミリメートルの導水管及び1,500ミリメートルの連絡管とありますが、トンネルとなるシールド径に決まりはありますか。	シールド径は、任意です。
6	工期短縮	3	第2	1	(1)			「このことから、(中略)コスト削減、工期短縮等を実現する優れた業務の遂行を求めるものである」とありますが、工期短縮に係る技術提案を求めるとの理解でよろしいでしょうか。	調達公告を確認してください。
7	入札参加者の募集及び落札者の選定に関する事項	3	第2	1	(2)			落札者の選定は総合評価落札方式という事ですが、調査基準価格については基本設計の数量に基づいて、設計価格を算出し、横浜市の要領に従って設定されるのでしょうか。	調査基準価格は、別途定める要綱に基づいて設定します。当該要綱は、調達公告時に示します。 なお、貸与資料の取扱いは、実施方針第2の3(1)キ(カ)のとおりです。
8	落札者選定方法	3	第2	1	(2)			「落札者の選定は、技術提案等及び入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式により行うものとする。本工事はWTO政府調達協定の対象となる。」と記載されています。 この際の評価値算出方法は、「評価値＝技術評価点/入札価格＝(標準点+加算点)/入札価格」かつ「入札価格が横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱(平成28年4月1日)」に規定する調査基準価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回るものについては、算出式中の「入札価格」を「調査基準価格」として評価値を算出する」と考えてよろしいでしょうか。あるいは代替策として特例の取扱い要綱の制定をお考えであればご教示願います。	評価値の算出方法は、別途定める要綱に基づいて設定します。当該要綱は、調達公告時に示します。
9	落札者決定基準	3	第2	1	(3)	ウ		落札者決定基準の主な着眼点「市内経済への貢献」は、JV構成員に市内企業が入ると加算対象でしょうか。	調達公告を確認してください。
10	落札者決定基準	3	第2	1	(3)	ウ		落札者決定基準の主な着眼点「市内経済への貢献」は、本工事における市内中小企業の活用目標値(下請活用等)での評価対象とお考えでしょうか。	調達公告を確認してください。
11	落札者決定基準の主な着眼点	3	第2	1	(3)			落札者決定基準の主な着眼点の中に、コスト削減の記載がありません。品質確保・ダンピング防止のための対策(最低制限価格の設定等)をお考えでしょうか。	調達公告を確認してください。
12	落札者決定基準の主な着眼点	3	第2	1	(3)			落札者決定基準の主な着眼点の中に、工期短縮の記載がありません。工期短縮日数の大小の評価の考えについてご教示願います。	調達公告を確認してください。
13	スケジュール	4	第2	2	表2-1			技術資料等に関するプレゼンテーションについて、同時にヒアリングが行われると考えてよろしいですか。また、ヒアリング結果により改善提案を提出する機会が与えていただけますか。	調達公告を確認してください。
14	作業時間の変更について	5	第2	3	(1)	イ		貸与資料_貸与資料1_報告書_4施工計画_4.2_各施設の施工ステップにおいて作業時間(昼間施工、昼夜間施工)の区分がありますが、関係者協議や詳細設計・施工計画により昼間施工について昼夜間施工に変更は可能でしょうか。	昼夜施工区分については、要求水準書(案)第2の3(1)のとおりです。 なお、貸与資料の取扱いは、実施方針第2の3(1)キ(カ)のとおりです。

1 実施方針に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
15	貸与資料	5	第2	3	(1)	イ	鶴ヶ峰φ2000mm導水管布設工事(その2)の図番29/106~31/106に、同用地内で施工されたDW併用NATM立坑の図面がありますが、現在においてこの工法の適用に関する何らかの規制はございますでしょうか。	規制はありません。	
16	貸与資料	6	第2	3	(1)	キ	カ	貸与資料の基本設計成果のうち条件や範囲、数量などで遵守しなければならない項目をご教示ください。	貸与資料の取扱いは、実施方針第2の3(1)キ(カ)のとおりです。
17	貸与資料	6	第2	3	(1)	キ	カ	たとえば、貸与資料に記載のあるシールドの発進方向や立坑の工法などは制約を受けないと考えてよろしいですか。	No.16の回答を参照してください。
18	参加資格	8	第3	1				構成員3者すべてが、(2)に定める要件を満足する必要があるのでしょうか。1者が満足すればいいのではないのでしょうか。	実施方針第3の1(2)アからウについては、全構成員共通です。同エからカについては、構成員の順位によって異なります。なお、構成員数については、3者から6者程度を検討中です。詳細は、調達公告を確認してください。
19	参加資格	8	第3	1				構成員は3者とするとありますが、2者以下でも要件を満足するという理解でよろしいのでしょうか。	2者以下では要件を満足しません。なお、構成員数については、No.18の回答のとおりです。
20	参加資格条件	8	第3	1	(1)			構成員の出資比率は入札参加者が任意で設定可能との理解でよろしいのでしょうか。	各構成員に規定する出資比率以上の範囲で、任意です。詳細は、調達公告時を確認してください。
21	参加資格条件 出資比率	8	第3	1	(1)			構成員数は3者とありますが、出資比率は20%以上でしょうか。	No.20の回答のとおりです。なお、構成員数については、No.18の回答の後段のとおりです。
22	参加資格条件	8	第3	1	(1)			構成員数は3者とありますが、構成員数を3者以上(4者等)とする事は可能でしょうか。	No.18の回答の後段のとおりです。
23	構成員の資格要件	8	第3	1	(1)			特定建設共同企業体の構成員は3者と指定されていますが、甲型、乙型の指定はございませんか。	甲型です。なお、構成員数については、No.18の回答の後段のとおりです。
24	参加資格条件	8	第3	1	(2)	エ		土木一式の総合評価値が900点から1,300点程度の範囲内で設定する値を上回ること」とありますが、設定する値はいつ公表されるのでしょうか。	調達公告時に公表します。
25	参加資格条件	8	第3	1	(2)	エ		「土木一式の総合評価値が、900点から1300点程度の範囲内で設定する値を上回ること。」となっておりますが、代表者及び2位、3位それぞれの総合評価値をご教示願います。	総合評価値は、横浜市が過去に発注した類似工事(WTO対象のシールド工による水道管布設工事)を参考にしてください。詳細は、調達公告を確認してください。なお、構成員数については、No.18の回答の後段のとおりです。
26	参加資格条件	8	第3	1	(2)	オ		「本工事の規模に応じた施工実績を有すること」とありますが、具体的にどのような施工実績を有していなければならないのでしょうか。	構成員の施工実績は、横浜市が過去に発注した類似工事(WTO対象のシールド工による水道管布設工事)を参考にしてください。詳細は、調達公告を確認してください。なお、構成員数については、No.18の回答の後段のとおりです。
27	参加資格条件 施工実績	8	第3	1	(2)	オ		本工事の規模に応じた施工実績とはどのような実績でしょうか 参加の可否を検討するにあたり具体的にご教示願います。	No.26の回答のとおりです。
28	施工実績	8	第3	1	(2)	オ		本工事の規模に応じた施工実績とは、入札参加者(各々3者)に、どの程度の実績を求める予定でしょうか。	No.26の回答のとおりです。
29	施工実績	8	第3	1	(2)	オ		本工事の規模に応じた施工実績とは、上水道に限った実績を求める予定でしょうか。それとも、上水道に限らない実績でも可能でしょうか。	No.26の回答のとおりです。
30	共同企業体構成員実績について	8	第3	1	(2)	オ		「本工事の規模に応じた施工実績」とありますが、代表者、構成員ごとの実績について、具体的にご教授ください。	No.26の回答のとおりです。
31	施工実績	8	第3	1	(2)	オ		入札参加資格条件として「本工事の規模に応じた施工実績を有すること」と記載されています。その中に布設延長が約9kmとの記載があります。これを3スパンに分けて布設する計画になっています。1番長い路線はA工区の3.35kmです。施工実績とすれば3.35×80%≈約2.7kmの施工実績が必要でしょうか。	No.26の回答のとおりです。
32	施工実績	8	第3	1	(2)	オ		入札参加資格条件として「本工事の規模に応じた施工実績を有すること」と記載されています。その中に布設延長が約9kmとの記載があります。公有地立坑を省略しても良いとなっています。A工区(3.35km)とB工区(2.6km)を合わせると5.95kmとなります。公有地立坑を省略する場合は、5.95km×80%≈約4.7kmの施工実績が必要でしょうか。	No.26の回答のとおりです。

1 実施方針に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
			第3	1	(2)	オ		
33	施工実績	8	第3	1	(2)	オ	入札参加資格条件として「本工事の規模に応じた施工実績を有すること」と記載されています。その施工実績はJV比率20%以上の工事であればよろしいでしょうか。	No.26の回答のとおりです。
34	施工実績	8	第3	1	(2)	オ	入札参加資格条件として「本工事の規模に応じた施工実績を有すること」と記載されています。その施工実績は過去15年以上の工事でもよろしいでしょうか。	No.26の回答のとおりです。
35	参加資格条件	8	第3	1	(2)	オ	「本工事の規模に応じた施工実績を有すること。」となっておりますが、代表者及び2位、3位それぞれの施工実績条件をご教示願います。	No.26の回答のとおりです。
36	構成員の 資格要件	8	第3	1	(2)	オ	「本工事の規模に応じた施工実績」とは、第2 1(1)に記載の請負人に求める役割に記載した(ア)～(イ)の規模を全て満足する実績をさすのでしょうか？	No.26の回答のとおりです。 なお、実施方針第3の1(2)オに示す施工実績は、第2の1(1)アからウの規模を全て満足する実績ではありません。
37	構成員の 資格要件	8	第3	1	(2)	オ	別途質問した特定建設共同企業体(乙)が認められる場合、参加要件で求められる企業の施工実績は、担当する工区毎に設定されるのでしょうか？	No.23の回答のとおりです。
38	技術者について	8	第3	1	(2)	カ	工事施工期間が長期に渡りますが、配置の技術者の変更等が可能な条件をお考えでしょうか。	水道局との協議により、工程上一定の区切りであり工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められた場合、又は技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合は、可能です。
39	入札参加者の備えるべき参加資格条件	8	第3	1	(2)	カ	本工事は長期間にわたりますが、配置技術者の途中交代についてはどのようにお考えでしょうか。	No.38の回答のとおりです。
40	配置技術者の途中交代について	8	第3	1	(2)	カ	配置技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者)は、長期間工事となるため、人材育成の観点から途中交代可能と考えて良いでしょうか。	No.38の回答のとおりです。
41	配置技術者の条件について	8	第3	1	(2)	カ	配置技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者)は、資格要件を満たせば、入札時の登録技術者の変更は可能と考えて良いでしょうか。	No.38の回答のとおりです。
42	参加資格条件	8	第3	1	(2)	カ	設計・工事期間が10年と非常に長く、固定した技術者を配置するのが困難と考えられます。技術者は途中交代可能と考えてよろしいでしょうか。	No.38の回答のとおりです。
43	配置技術者の条件について	8	第3	1	(2)	カ	配置技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者)は、入札時は、別工事の配置技術者となっても工事着手時(R5年度)に竣工予定の工事であれば、登録可能と考えて良いでしょうか。	現場代理人は契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)は常駐を要しません。ただし、他の工事請負契約の現場代理人、監理技術者及び主任技術者を兼任することはできません。 なお、現場代理人は設計期間中、要求水準書(案)第5の1(3)ア(イ)a及び別紙7に示すとおり、設計業務の適切な取りまとめを行う必要があります。監理技術者及び主任技術者は契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)は専任を要しません。
44	監理技術者	8	第3	1	(2)	カ	監理技術者について、専任が必要な開始時期をご教示下さい。また12年に渡る長期間工事のため同等の資格要件を満足していれば途中交替が可能でしょうか。	前段については、No.43の回答のとおりです。 後段については、No.38の回答のとおりです。
45	監理技術者について	8	第3	1	(2)	カ	実施設計期間中で工事着手までは配置する必要はないということでしょうか。	No.43の回答のとおりです。
46	配置技術者の期間について	8	第3	1	(2)	カ	配置技術者(監理技術者、主任技術者)の専任期間(拘束期間)は、工事期間中(R5年度～R14年度)のみと考えて良いでしょうか。	No.43の回答のとおりです。
47	配置技術者の期間について	8	第3	1	(2)	カ	配置技術者(現場代理人)は、実施設計期間(R3年度～R4年度)は、専任の必要は無いと考えて良いでしょうか。	No.43の回答のとおりです。
48	参加資格条件	8	第3	1	(2)	カ	工事に係る監理技術者は、設計期間を除く工事期間のみ配置することによろしいでしょうか。	No.43の回答のとおりです。
49	参加資格条件	8	第3	1	(2)	カ	「土木工事に係る監理技術者等を施工現場に配置できること」とありますが、「等」とは主任技術者を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。

1 実施方針に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
50	参加資格条件	8	第3	1	(2)	カ	「当該監理技術者等は本工事の規模に応じた施工実績を有すること」とありますが、具体的にどのような施工実績を有していなければならないのでしょうか。	監理技術者等の施工実績は、横浜市が過去に発注した類似工事（WTO対象のシールド工による水道管布設工事）を参考にしてください。詳細は、調達公告を確認してください。 なお、構成員数については、No.18の回答の後段のとおりです。
51	参加資格条件 監理技術者施工実績	8	第3	1	(2)	カ	本工事の規模に応じた施工実績とはどのような実績でしょうか 参加の可否を検討するにあたり具体的にご教示願います。	No.50の回答のとおりです。
52	配置予定技術者	8	第3	1	(2)	カ	入札参加資格条件として「本工事の規模に応じた施工実績を有する監理技術者を配置すること」と記載されています。すべての施工実績を1人で充たせる技術者の配置は難しいです。1人の技術者がそれらの条件の1項目でも充たしていればよろしいでしょうか。	No.50の回答のとおりです。
53	配置予定技術者	8	第3	1	(2)	カ	入札参加資格条件として「本工事の規模に応じた施工実績を有する監理技術者を配置すること」と記載されています。その施工実績はJV比率20%以上の工事であればよろしいでしょうか。	No.50の回答のとおりです。
54	配置予定技術者	8	第3	1	(2)	カ	入札参加資格条件として「本工事の規模に応じた施工実績を有する監理技術者を配置すること」と記載されています。その施工実績は過去15年以上の工事でもよろしいでしょうか。	No.50の回答のとおりです。
55	参加資格条件	8	第3	1	(2)	カ	「当該監理技術者は、本工事の規模に応じた施工実績を有すること。」となっておりますが、代表者及び2位、3位それぞれの施工実績条件をご教示願います。	No.50の回答のとおりです。
56	構成員の 資格要件	8	第3	1	(2)	カ	「当該監理技術者等は、本工事の規模に応じた施工実績を有すること」とは、第2 1(1)に記載の請負人に求める役割に記載した(ア)～(イ)の規模を全て満足する実績をさすのでしょうか？	実施方針第3の1(2)カに示す施工実績は、第2の1(1)アからウの規模を全て満足する実績ではありません。
57	構成員の 資格要件	8	第3	1	(2)	カ	「当該監理技術者等」と記載されていますが、主任技術者に求められる実績も第2 1(1)に記載の請負人に求める役割に記載した(ア)～(イ)の規模を全て満足する実績が必要なのでしょうか？	No.56の回答のとおりです。
58	構成員の 資格要件	8	第3	1	(2)	カ	別途質問した特定建設共同企業体(乙)が認められる場合、参加要件で求められる監理技術者等の施工実績は、担当する工区毎に設定されるのでしょうか？	No.23の回答のとおりです。
59	参加資格条件	8	第3	1	(2)		特定建設共同企業体の構成員の資格要件は、全ての構成員が満たさなければならないのでしょうか。	No.18の回答のとおりです。
60	参加資格条件 設計実績	8	第3	1	(3)	ア	本工事の規模に応じた設計実績とはどのような実績でしょうか 参加の可否を検討するにあたり具体的にご教示願います。	構成員の設計実績は、横浜市が過去に発注した類似業務（シールド工による水道管布設工事の設計業務）を参考にしてください。詳細は、調達公告を確認してください。
61	参加資格条件	8	第3	1	(3)	ア	「本工事の規模に応じた設計実績」について、工種や規模、金額や竣工時期の指定等、具体的な基準をご教示願います。	No.60の回答のとおりです。
62	構成員の 資格要件	8	第3	1	(3)	ア	「本工事の規模に応じた設計実績」とは、第2 1(1)に記載の請負人に求める役割に記載した(ア)～(イ)の規模を全て満足する実績をさすのでしょうか？	No.60の回答のとおりです。 なお、実施方針第3の1(3)アに示す設計実績は、第2の1(1)アからウの規模を全て満足する実績ではありません。
63	設計実績	8	第3	1	(3)	アイ (イ)	本工事の規模に応じた設計実績とは、各々の技術者に、どの程度の実績を求める予定でしょうか。	管理技術者及び照査技術者の設計実績は、横浜市が過去に発注した類似業務（シールド工による水道管布設工事の設計業務）を参考にしてください。詳細は、調達公告を確認してください。
64	設計実績	8	第3	1	(3)	アイ (イ)	本工事の規模に応じた設計実績とは、上水道に限った実績を求める予定でしょうか。 それとも、上水道に限らない実績でも可能でしょうか。	構成員の設計実績は、No.60の回答のとおりです。 管理技術者及び照査技術者の設計実績は、No.63の回答のとおりです。
65	入札参加資格	8	第3	1	(3)	イ (イ)	本工事の規模に応じた設計実績を有するとありますが、下水道の実績でも可能でしょうか。	No.63の回答のとおりです。
66	入札参加資格	8	第3	1	(3)	イ (イ)	本工事の規模に応じた設計実績とありますが、規模に応じた設計実績とは具体的にはどのような内容でしょうか。	No.63の回答のとおりです。
67	参加資格条件 管理技術者及び当該照査技術者設計実績	8	第3	1	(3)	イ (イ)	本工事の規模に応じた設計実績とはどのような実績でしょうか 参加の可否を検討するにあたり具体的にご教示願います。	No.63の回答のとおりです。

1 実施方針に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
68	参加資格条件	8	第3	1	(3)	イ	(4)	「本工事の規模に応じた設計実績」について、どのような規模の設計実績をお考えでしょうか。会社の設計実績でよろしいでしょうか。	No.63の回答のとおりです。
69	構成員の資格要件	8	第3	1	(3)	イ	(4)	今回配置する照査技術者に求められる設計実績は、照査技術者として従事した実績でも認められるでしょうか。	No.63の回答のとおりです。
70	構成員の資格要件	8	第3	1	(3)	イ	(4)	ここで言う設計実績とは、水道施設での設計実績に限られるでしょうか。下水道施設におけるシールド設計も実績として認められるでしょうか。	No.63の回答のとおりです。
71	設計管理技術者	8	第3	1	(3)	イ		管理技術者と照査技術者について、本工事に専任の必要はないと考えてよろしいですか。また配置期間をご指示下さい。	前段は、ご理解のとおりです。配置期間は、設計の完了までは必ず配置し、その他の期間は任意です。
72	参加資格条件	8	第3	1	(3)	イ		管理技術者及び照査技術者は専任でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	参加資格	8	第3	1	(3)			構成員のいずれかがア、イを満足すればよいとありますが、この該当する構成員は(2)に定める要件も満足する必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	設計の担当会社	8	第3	1	(3)	(4)		入札参加者自ら及び外部の設計受託者の両社で設計を行う場合も入札参加することは可能ですか。	実施方針第3の1(3)の場合は、可能です。ただし、同(3)の場合は、第三者への設計の全部又は主たる部分の一括委託を認めません。
75	設計受託者への設計の委託	8	第3	1	(4)			本工事のアドバイザー業務の受託者および基本設計の受託者が、本工事の技術提案に係わり、本工事の入札参加者の設計業務を受託することは、入札の公平性を保つために、出来ないと考えて宜しいでしょうか。	本工事のアドバイザー業務の受託者については、落札者決定基準等を知る者であるため、ご理解のとおりです。基本設計の受託者は、上記の受託者と異なり、落札者決定基準等を知る者ではないため、本工事の入札参加者からの設計受託は可能です。
76	設計受託者への設計の委託	8	第3	1	(4)			設計受託者に設計を委託する場合、令和2年12月の入札参加資格確認申請書類の提出時に、入札参加者(3者)と共に設計委託先を明記し、申請する必要がありますか。	ご理解のとおりです。なお、構成員数については、No.18の回答の後段のとおりです。
77	設計委託した場合の責任について	8	第3	1	(4)			設計委託をした場合、設計責任は当然、元請受注者に帰属するものであれば、設計責任者の専任や資格要件はなく、受注会社及び当該工事の現場代理人がその責任を負うものと考えて良いでしょうか。	管理技術者及び照査技術者は、専任の必要はありませんが、実施方針第3の1(3)イを満たす必要があります。設計責任は、元請受注者に帰属します。
78	設計委託について	8 ~ 9	第3	1	(4)			複数の設計受託者に設計を委託することは可能でしょうか。	自ら設計を行う場合は、複数の設計受託者に設計の全部又は主たる部分以外を委託することは可能です。自ら設計を行わない場合は、複数の設計受託者に設計を委託することは不可です。ただし、設計共同企業体への設計の委託は可能です。設計共同企業体に設計を委託する場合は、設計者に求める要件を設計共同企業体として満たしていれば、設計共同企業体の各構成員の要件は任意です。
79	参加資格条件 設計受託	9	第3	1	(4)			設計受託者に設計を委託する場合、複数もしくはJVに委託することは可能でしょうか。	No.78の回答のとおりです。
80	参加資格条件 設計受託	9	第3	1	(4)			設計受託者に複数もしくはJVに委託することが可能な場合、委託する会社全てが第3の1(3)の要件を全て満たす必要がありますでしょうか。	No.78の回答のとおりです。
81	設計委託会社	9	第3	1	(4)	ア		設計会社に委託する場合、設計会社数社の共同企業体に委託し、その企業体から設計管理技術者、設計照査技術者を各一名選出することも可能と理解しますが如何でしょうか。	No.78の回答のとおりです。
82	参加資格条件	9	第3	1	(4)	ウ		設計技術者の配置は設計期間のみと考えてよろしいでしょうか。	No.71の回答のとおりです。
83	設計実績について	9	第3	1	(4)	ウ		「本工事の規模に応じた設計実績」とありますが、具体的にはどのような内容でしょうか。(例えば、①シールド工法の設計実績②水道管(導水管、大型送水管)の設計実績で、両方の実績がある設計会社、またはそれぞれの設計実績のある会社のJV等)。	No.60及びNo.63の回答のとおりです。なお、設計共同企業体については、No.78の回答の後段のとおりです。
84	参加資格条件 設計受託	9	第3	1	(4)	エ		「入札参加する複数の者からの(当該事業に限った)設計受託を予定していないこと」という解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	設計を委託する場合の条件	9	第3	1	(4)	エ		複数の入札参加者から設計受託しないことを確認するために、自ら設計を行わない入札参加者は、予定する委託先を参加資格申請時に明らかにするということがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、自ら設計を行う場合でも、設計の主たる部分を除く一部を委託する場合は、当該設計受託者を入札参加資格確認申請時に確認します。

1 実施方針に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
86	入札参加資格の喪失	9	第3	2			貴市から指名停止措置を受けた場合についての記載がございませんが、規定なしという理解でよろしいでしょうか。	調達公告を確認してください。
87	総合評価評価基準	10	第4	1			総合評価の評価基準について、公告時には公表されると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
88	落札者の決定	10	第4	2			各社が提案する工事目的物（仮設舎）の仕様が異なる中で、入札金額と提案内容の総合評価方法（落札者決定基準）は公告時に明確になりますか？	ご理解のとおりです。
89	違約金	11	第6	3	(1)		落札者の責めに帰すことができない事由により、落札者の技術提案等が達成されなかったときは、違約金支払義務を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	契約に関する事項 予定価格	12	第7	1			調査基準価格や失格基準価格は設定されるのでしょうか	調達公告を確認してください。
91	前払い金について	12	第7				前払い金は、調査設計業務及び工事に対して、執行年度ごとの予定出来高に合わせて請求できるものと考えて良いでしょうか。	調達公告を確認してください。
92	出来高払い金について	12	第7				出来高（履行高）払い金は、調査設計業務及び工事に対して、執行年度ごとの出来高実績または、当初予算に合わせて、一部完成（100%）として請求できるものと考えて良いでしょうか。	調達公告を確認してください。
93	各年度の執行額について	12	第7				各年度の執行額は、前年度に受注者が算定し、発注者が承認をした金額を予算要求して、執行できるものと考えて良いでしょうか。	No.1の回答のとおりです。
94	契約及び予算執行の方法について	12	第7				契約及び予算執行の方法をご教示ください。（債務負担行為他）	No.1の回答のとおりです。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
95	監理技術者の交代	2	第1	2	(5)	ウ	施工の完成期限が令和15年3月と記載されており、大変長期に亘る工事になります。例えば、令和10年3月の「鶴ヶ峰第二接合井から西谷浄水場間の引き渡し時に監理技術者の交代は可能でしょうか。	実施方針に関する質問No.38の回答のとおりです。	
96	工事着工時期	2	第1	2	(5)	ウ	設計の完成期限が令和5年3月までと記載されていますが、令和5年3月以前であっても、設計が完了した区間、工種から部分的に着工することは可能でしょうか。	要求水準書（案）第5の1(2)のとおりです。	
97	設計完成期限	2	第1	2	(5)	ウ	設計完成期限について、期限よりも早期に完成すれば工事に着手することは可能と考えてよろしいですか。	No.96の回答のとおりです。	
98	部分引渡し分の工事目的物の工事着手について	2	第1	2	(5)	ウ	「設計の完成期限：令和5年3月まで」とありますが、設計が終了した工事目的物に関しては、設計承認・単価合意が完了後に先行して工事着手できると解釈してもよろしいでしょうか。	No.96の回答のとおりです。	
99	本工事の対象範囲	2	第1	2	(5)	エ (7)	a, b	(7) 設計に、a 測量、b 地質調査がありますが、結果によって設計が変わった場合、設計変更となるということでもよろしいでしょうか。	No.255の回答のとおりです。
100	詳細設計	2	第1	2	(5)	エ (7)	c	本工事の設計対象範囲は詳細設計のみです。一方「貸与資料1 基本設計業務委託 報告書 令和2年3月」は参考資料で、本工事の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない旨記載があることから、請負人は基本設計に縛られず要求水準書を遵守して詳細設計を行ってよいと理解しますが、設計施工一括方式の工事の円滑な進捗管理の観点から、設計の中間段階で発注者の承諾を得ないと次段階に進むことができないホールドポイントの設定やその項目について、水道局のお考えをご教示願います。	実施方針に関する質問No.4の回答のとおりです。
101	契約スケジュール	2	第1	2	(5)	オ		着工日はいつと設定すればよろしいでしょうか。	施工の着手日は、要求水準書（案）第5の1(2)のとおり、単価を合意した後に設定してください。測量、地質調査の着手日は、任意です。
102	請負人に求める役割	2	第1	3	(1)			2,400ミリメートルの導水管及び1,500ミリメートルの連絡管とありますが、トンネルとなるシールド径に決まりはありますか。	実施方針に関する質問No.5の回答のとおりです。
103	工事目的物	3	第1	4	表1-2			導水管の口径がΦ2400mm、Φ1500mmと記載されています。必要とされる導水能力を充たせば口径を変更してもよろしいでしょうか。	シールド内管路の(S1)シールド内導水管の口径はφ2400mm、(S2)シールド内連絡管の口径はφ1500mmです。また、接続管路の口径は、要求水準書（案）第3の3(1)アのとおりです。
104	既設管撤去の可否	3	第1	4				S1川井立坑設置箇所には多数の既設管や配線が存在しますが、撤去は可能でしょうか。	要求水準書（案）第4の2(1)のとおりです。
105	既設管撤去の可否	4	第1	4				C11, C12鶴ヶ峰接続管は、既設導水管φ2000が同一の占用位置となりますが、当管は撤去可能でしょうか。	撤去可能です。当該管路を撤去する場合は、要求水準書（案）第4の2(1)アのとおり、必要な処置を行ってください。
106	バルブの有無の確認	3	第1	4				S2鶴ヶ峰立坑内にバルブがないことから、先行運用時は立坑内でパイプを栓止めにするのでしょうか。また当立坑内に先行運用時の配管を設置した場合、配管が支障になり、鶴ヶ峰立坑から工水立坑へシールド工事を行うことが難しいです。S2路線全体を先行してシールド施工すると考えてよろしいでしょうか。（P.6表2-1の内容と異なります）	S2（鶴ヶ峰立坑～工水立坑）及びC13の施工時期は任意です。ただし、先行運用開始までに当該工事目的物の引渡しを行わない場合、C9の工水側にバルブが必要となります。なお、工事目的物を前倒して引渡すことは可能です。No.112の回答を確認してください。
107	弁類	3	第1	4				表1-2ではC2には電動バタフライ弁が付帯します。12頁の表3-4にも同様の記載があります。しかし、別紙4の施工順序STEP4では電動ではないバタフライ弁表示となっています。いずれが正しいでしょうか。	表1-2及び表3-4が正です。別紙4を修正します。
108	引渡し後の工事目的物の使用可否について	6	第2	1	表2-1			工事目的物となるM1（旭・瀬谷SC管理人孔）について、引渡し後、管理人孔内での作業は可能でしょうか。それとも、管理人孔内での作業は不可ですか。作業可能な場合は、その作業可能な期間や、人孔内のエリア等の作業可能時の条件をご教授ください。	(M1)旧旭・瀬谷SC人孔の引渡し期限を令和15年3月までに変更します。要求水準書に反映します。
109	導水量	6	第2	1	表2-2			導水量の記載のない管路（C2, C3, C8, C12, C14）については、「要求水準書（案）表1-2, 3 工事目的物一覧」に記載の既設管路と同径にて計画することで、必要な導水量を満足すると考えてよろしいでしょうか。	C2, C3の設定最大流量は、172,000m ³ /日です。要求水準書に反映します。C8, C12及びC14は、要求水準書（案）第3の3(1)ア及び同(2)表3-4に示すとおりです。
110	引渡し後の工事用地の使用可否について	6	第2	1				旭・瀬谷SC立坑用地について、工事目的物の引渡し後においても、用地の使用は可能でしょうか。それとも、引渡し後の使用は不可でしょうか。	要求水準書（案）第2の1に示す部分引渡しの後でも、旧旭・瀬谷SCの使用は可能です。ただし、全ての工事目的物を引渡し後は使用不可です。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
111	施設運用形態	6	第2	1				基本設計概要書P36手順4ではM1旧旭・瀬谷SCは令和11年7月までで工事期間となっております。M1旧旭・瀬谷SC人孔を運用（供用）しながら工事可能でしょうか。	No. 108の回答のとおりです。
112	引渡し期限	6	第2	1				引渡し期限が工事目的物ごとに設定されていますが、前倒して引き渡すことは可能でしょうか。	水道局と協議の上、他の工事目的物と同時又は個別に前倒して引渡すことができます。
113	シールド内連絡管、接続管路	6	第2	1				表2-1では令和10年3月までの引渡し期限対象にC13とS2（鶴ヶ峰立坑～工水立坑）は含まれていませんが、C9にバルブが計画されていないので、当該引渡し期限対象にはS2全区間とC13及び、C13と既設管の接続についても含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	No. 106の回答のとおりです。
114	接続管路	6	第2	1				C2およびC3の最大設定流量をご教示願います。	No. 109の回答の前段のとおりです。
115	一部引渡しの際の瑕疵担保期間	6	第2	1				一部完成として引渡しをした工事目的物は、引渡し日を瑕疵担保期間の起算日と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	施工着手時期	6	第2	1				工事目的物の引渡し期限の明記はありますが、工事目的物それぞれのエリアの現場施工着手可能時期をご教示願います。	No. 101の回答のとおりです。
117	工事用地	7	第2	3	(1)			表2-4の工事用地は全工期に渡って使用可能と考えて宜しいでしょうか。	公有地内、並びに鶴ヶ峰配水池構内鶴②及び鶴③についてはご理解のとおりです。ただし、公有地内に(S1)シールド内導水管を布設する場合を除いて、当該用地を資機材置き場の用途に供することはできません。その他の用地は、その用地を使用する施工が完了した後、すみやかに撤退してください。
118	工事用地	7	第2	3	(1)			表2-4に示される各工事用地の入場車両について、総重量などによる入場規制は御座いますか。	アスファルト舗装部は、L交通相当です。その他のコンクリート舗装部、未舗装部及び人孔蓋上の工事車両の通行にあたっては、必要に応じて各部の養生を行ってください。
119	工事用地	7	第2	3	(1)			表2-4に示される面積以上の借地は可能でしょうか。	現時点では、要求水準書（案）第2の3(1)ア表2-4に示す面積以上の借地はできません。
120	工事用地	7	第2	3	(1)			用地着手可能時期に制限はありますか。（契約締結後すべての用地が着手可能と考えてよろしいでしょうか）	No. 101の回答のとおりです。
121	工事用水	7	第2	3	(1)			各々の工事ヤードで使用する工事用水道は、加入金免除があるかご教示ください。	水道メーターの加入金は、免除します。
122	川井浄水場内	8	第2	3	(2)			川井浄水場内工事用地へのアクセスについて、場外道路と場内の境に保安柵が設置されています。柵撤去に伴うセキュリティ関連はどのように考えればよろしいですか。	要求水準書（案）第4の2(1)ウのとおりです。
123	アクセス	8	第2	3	(2)			工事用車両の通行にあたり、各工事用地周辺の一般道路で特に制約や取り決め等がありますか？	道路管理者及び交通管理者と協議してください。
124	工事用地	8	第2	3	(3)	イ		西谷浄水場内、夜間及び土日祝日の各工事用地へのアクセスは、西門からに限るが、工事車両の通行は認めないとありますが、工事車両とはどの程度の車両をお考えでしょうか。	資機材の運搬に供する車両です。人員輸送に供するライトバン等は含みません。
125	西谷浄水場内	8	第2	3	(3)			「別のルートからのアクセス」とありますが、西門からのルートは使えないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
126	鶴ヶ峰配水池内	8	第2	3	(4)	ウ		鶴ヶ峰配水池は提示の工事用地（鶴①）範囲外だと思いますが、床版上の立入禁止範囲をご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。鶴ヶ峰配水池の床版上への車両の乗入れは、床版上の全てにおいて認めません。
127	工事用地	8	第2	3	(4)	エ		鶴ヶ峰配水池構内で施工中及び休工中であっても、鶴ヶ峰配水池側へ10トントラックがアクセスできる状態を確保するとありますが、鶴ヶ峰配水池側というのはどの位置でしょうか。	工事用地（鶴①）の北側を指します。
128	工事用地	8	第2	3	(5)	ア		工水事務所敷地内で施工中及び休工中であっても、10トントラックローリーが所定駐車場所へ、また、正門から次亜室近傍へ4トントラックローリーがアクセスできる状態を確保するとありますが、(C13)工水接続管及び工水立坑施工時は、確保が困難と考えますが、お考えをご教示願います。	10トントラックローリー及び4トントラックローリーの来所頻度は、1回/月程度です。水道局と協議の上、当該車両が来所する時期等を調整して施工してください。
129	工水事務所敷地内	8	第2	3	(5)			正門か次亜室近傍への4tタンクローリーのアクセスの頻度をご教示ください。	No. 128の回答の前段のとおりです。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
130	開削工	8	第2	4			地下埋設物について、「現地状況と相違がある場合は、着工時の現況を優先するものとする。」とありますが、仮に相違があれば、配管を含む開削工の多くの工種について、入札時の数量や仕様に変更が発生します。これらのことは水道局の負担リスクとして考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）及び当該資料に定める参考資料で把握及び想定可能なものに関するリスクは水道局、把握及び想定可能なものに関するリスクは請負人の負担です。	
131	工事事目的物の要求水準	10	第3	1	(1)	ア		「貸与資料1 基本設計業務委託 報告書 令和2年3月」は参考資料で、本工事の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない旨記載があることから、特に「水理的な諸条件を満たし、必要な能力を備えていること」について、水道局がお求めになる具体的な条件をご教示願います。	要求水準書（案）のとおりです。
132	管路	10	第3	1	(1)	ア		構造上安全で、水理的な諸条件を満たし、必要能力を満たしていれば、立坑内で曲がり管を設けることも可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	大深度地下占用	10	第3	1	(1)	エ		経済性・施工性を考慮し、大深度地下空間の利用は考慮しないでしょうか。	考慮しません。
134	共通事項	10	第3	1	(1)	エ		「経済性に配慮しつつ、施工及び維持管理が有利であること」とありますが、現施設において、維持管理上特に改善が望まれる事項がありましたらご教示ください。	特別に示す事項はありません。
135	工事事目的物の要求水準	10	第3	1	(1)	オ		将来の拡張、改良、更新に配慮することとありますが、配慮すべき具体的な事業計画がありましたらご教示願います。	具体的にお示しできる事業計画はありません。
136	工事事目的物の要求水準	10	第3	1	(1)	オ		「将来の拡張、改良、更新に配慮…」とありますが、将来の拡張、改良、更新で想定されているものがあればご教示ください。	拡張（改良）については、要求水準書（案）に示す、(J1)川井新接合井及び(M1)旧旭・瀬谷SC人孔において将来、別途工事により付帯する施設整備を、更新については、バルブ等の交換などを想定しています。
137	工事事目的物の要求水準	10	第3	1	(1)	オ		ここで規定されている「将来の拡張、改良、更新に配慮していること」については、漠然としていてニーズの読み間違いの恐れがあることから、水道局がお求めになる具体的な内容を追加公表でご教示願います。	No. 136の回答のとおりです。
138	共通事項	10	第3	1	(1)	オ		「将来の拡張、改良、更新に配慮していること」とありますが、将来の拡張、改良、更新について、現在で想定される事項がありましたらご教示ください。	No. 136の回答のとおりです。
139	共通事項	10	第3	1	(1)	オ		工事事目的物の要求水準に関する基本的な考え方に「将来の拡張、改良、更新に配慮していること。」との記載がありますが、具体的な将来計画はありますでしょうか。計画に関する資料があれば、ご提示ください。	No. 135の回答のとおりです。
140	管路の耐震性能	10	第3	1	(2)			基盤面内に埋設される管路は耐震設計は不要でしょうか。基盤面と表層の境界には伸縮可とう管を設置しますか。	要求水準書（案）第5の1(1)ウに従って、適切に設計してください。
141	構造物の耐用年数	10	第3	1	(3)	表3-2		「構造物の耐用年数を100年満足すること」ということですが、入札選定時にその具体的な記述・施工方法等が選定基準となるということでしょうか。	調達公告を確認してください。
142	構造物の耐用年数	10	第3	1	(3)	表3-2		工事事目的物の耐用年数について、構造物の耐用年数が100年との記載があります。瑕疵担保については、記述がありませんが、引渡しを受けた日から2年以内(木造建築・土工事・植樹工事・設備工事等にあつては1年以内)、受注者の故意・重大な過失により生じた場合は10年が一般的ですが、この考えでよろしいですか。	調達公告を確認してください。
143	耐用年数	10	第3	1	(3)			管路の耐用年数は、80年と示されていますが、貸与資料1では鋼管の耐用年数は60年となっています。接続配管に、鋼管を採用する場合、耐用年数は60年としてよろしいでしょうか。	「耐用年数」は「目標耐用年数」です。要求水準書に反映します。なお、要求水準書（案）第3の1(3)のとおり、管路の目標耐用年数は80年です。布設方法や埋設環境等を適正に評価し、目標耐用年数が80年となるように設計してください。
144	共通事項	10	第3	1	(3)			耐用年数について、管路80年とありますが、仕様通りの製品であればいいという理解でよろしいでしょうか。	No. 143の回答のとおりです。
145	工事事目的物の要求水準	10	第3	1 2 など	(3)			耐用年数が管路80年、構造物100年とありますが、その判断はどのように実施されるのでしょうか。法定耐用年数では管路40年、構造物で50～60年等となっております。	「耐用年数」は「目標耐用年数」です。要求水準書に反映します。目的物の設計過程での考え方やその根拠から判断します。
146	セグメント設計基準	10	第3	2	(1)	イ		セグメントの設計基準は「JSWASシールド工用標準セグメント（日本下水道協会）」に準拠する必要はないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
147	シールド内管路	10	第3	2	(1)	イ	シールドトンネルは、仮設構造物という扱いですが、セグメントの構造計算に当り、材料の許容応力度の割り増しは、「トンネル標準示方書〔シールド工法編〕・同解説（2016年制定,土木学会）」P.82-83に示されるとおり、50%を上限と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）第5の1(1)ウに従って、請負人が適切に評価して設計を行って下さい。
148	シールド内管路	10	第3	2	(1)	ウ	充填材に要求される強度を示してください。	要求水準書（案）第5の1(1)ウに従って、適切に設定してください。
149	充填材の仕様	10	第3	2	(1)	ウ	管路とセグメントの間隙充填材についての仕様をご指示下さい。	No.148の回答のとおりです。
150	シールド内管路	10	第3	2	(1)	ウ	充填材の機能には要求性能がありますか。	No.148の回答のとおりです。
151	シールド内管路	10	第3	2	(1)	ウ	「管路とセグメントの間隙には充填材を充填すること。」とありますが、充填材の種類は請負人側の提案と考えてよろしいのでしょうか。	No.148の回答のとおりです。
152	シールド内管種	10	第3	2	(1)	エ	11頁3接続管路(1)イに、「水道用ダクタイル鋳鉄管の配管設計が困難な場合、水道用塗覆装鋼管が使用することができる」と記載されていますが、シールド内管路の管種において、水輸送用塗覆装鋼管はいかなる場合も使用不可でしょうか。	ご理解のとおりです。
153	管材接合形式	10	第3	2	(1)	オ	接合形式は、U S 型 R 方式とされているが、導水管および連結管ともに、U S 型 R 方式を標準として、考えてよいでしょうか。	(S1)シールド内導水管については、ご理解のとおりです。 (S2)シールド内連絡管については、P N 形とします。要求水準書に反映します。
154	接合形式	10	第3	2	(1)	カ	シールド内管路の継手形式は、US形R方式とされています。DXR工法を採用する場合、シールド内管路の継手形式はPN形となります。PN形を採用することは、可能でしょうか。	No.153の回答のとおりです。
155	シールド内管路	10	第3	2	(1)	カ	継手の接合形式の変更は可能でしょうか。また、連絡管も同様かご指示ください。	継手の接合形式の変更は認めません。 なお、(S2)シールド内連絡管の接合形式は、No.153の回答のとおりです。
156	シールド内管路	10	第3	2	(1)	カ	継手の接合形式はU S 形 R 方式が指定されていますが、基本設計ではS2連絡管(φ1500mm)においてはP N 形が選定されています。連絡管もU S 形 R 方式とする方針でよろしいでしょうか。また、これに伴いシールド工法やセグメント径も基本設計から見直すと考えてよろしいでしょうか。	(S2)シールド内連絡管の接合形式は、No.153の回答のとおりです。 なお、貸与資料の取扱いは、実施方針第2の3(1)キ(カ)のとおりです。
157	シールド内管路	10	第3	2	(1)	カ	「継手の接合形式はUS形R方式(JDPA G 3002-2)とする。」とありますが、口径2400mm、1500mmともにUS形R方式と考えてよろしいのでしょうか。1500mmはPN形になるのでしょうか。	No.153の回答のとおりです。
158	共通事項	11	第3	2	(1)	キ	全継手部について、テストバンド実施とありますが、現状、直管部のみの対応ですが、直管部のみという理解でよろしいでしょうか。	使用材料に応じたテストバンドの可否を適切に判断してください。 また、接続管路についても、水圧試験用テストバンドを用いて水圧試験を実施します。要求水準書に反映します。
159	セグメント外径	11	第3	2	(2)		管路の口径は指定がありますが、セグメント外径については規定がないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
160	接続管路	11	第3	3	(1)	イ	「管材料は原則、水道用ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 113及びJWWA G 114)の2種管相当以上とすること。」とありますがN S 形管、S 形管、U F 形管等の使い分けは請負者の提案と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	ポリスリーブ	11	第3	3	(1)	ウ	接続管路において、水輸送用塗覆装鋼管を使用した場合も、ポリスリーブは必要でしょうか。	埋戻しを行う接続管路については、ご理解のとおりです。
162	接続管路	11	第3	3	(1)	オ	埋設バルブ設置部の弁室内の継手について、フランジ管の使用は可能でしょうか。	可能です。
163	接続管路	11	第3	3	(1)	カ	C14はC1～C13とは異なり排水管路ですが、既設遊水池躯体との境界部には、地震等の変位に対応する構造とすることが要求されますか。	要求水準書（案）第3の3(2)表3-4のC14のとおりです。
164	接続管路	11	第3	3	(1)	キ	「不平均力に耐える構造とすること。」とありますが、異形管防護対策との認識で問題ないですか。	ご理解のとおりです。
165	工事目的物の要求水準	11	第3	3	(1)		接続配管について、不排水分岐部から立坑までの場内配管について、DIPでは融通面に不利があり、施工面を考慮すると一部鋼管等の使用に変更することは可能でしょうか。	要求水準書（案）第3の3(1)イのとおりです。
166	工事目的物の要求水準	11	第3	3	(1)		立坑内の本管からの分岐管について、施工性や将来のメンテナンス等、総合的に判断し、DIPでなく鋼管等の使用にすることは可能でしょうか。	要求水準書（案）第3の3(1)イのとおりです。
167	接続管路	11	第3	3	(1)		バルブは将来の交換を考慮した構造(フランジアダプターの設置や、バルブ室の弁搬入出用の開口設置等)にしますか。	ご理解のとおりです。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
168	接続管路	11、12	第3	3	(2)		川井接合井は、基本設計図から配管位置や分岐位置が変更されていると思われませんが、最終案の配管詳細図をご提供いただくことは可能でしょうか。	不可です。詳細設計で検討してください。
169	接続管路	12	第3	3	(2)	表3-4 C11	(C11) 鶴ヶ峰接続管(3)の要求事項に「既設鶴ヶ峰第二接合井は補修・補強を要する。」との記載がありますが、補修・補強仕様の検討を行うための資料はありますか。検討に必要な資料があれば、ご提示ください。	貸与資料1をご確認ください。
170	接続管	12	第3	3	(2)		川井新接合井は、貸与資料1と同様に立坑と兼用することは可能でしょうか。	川井新接合井に転落防止策を講じた上で意図せず人が転落した際の自力による脱出、混入した異物の除去、その他運用上想定される諸問題を解消できる合理的な構造であれば、立坑と兼用できます。
171	接続管	12	第3	3	(2)		鶴ヶ峰接続管は、貸与資料1と同様に着水井に接続することは可能でしょうか。	可能です。要求水準書に反映します。
172	接続管路	12	第3	3	(2)		鶴ヶ峰配水池は、基本設計図から配管位置や分岐位置が変更されていると思われませんが、最終案の配管詳細図をご提供いただくことは可能でしょうか。	No.168の回答のとおりです。
173	接続管路	12	第3	3	(2)		C11では、既設鶴ヶ峰第二接合井は休止中とありますが、再稼働はいつ頃でしょうか。	本工事において、既設導水路から鶴ヶ峰新接合井に導水する用途以外で、鶴ヶ峰第二接合井を使用する予定はありません。
174	共通事項	13	第3	3	(2)		表3-4におけるC14（下流部）に使用する管材はイ〜カを適用せずとのことですが、管材はアとキを満足すれば、その他管材でもよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書（案）第3の3(1)キについても適用不要とします。要求水準書に反映します。
175	接合井	13	第3	4	(1)		新設接合井の構造安定性の検討においては、空水時および満水時の両方において安定性を確保する必要があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	工事事務物の要求水準	14	第3	5	(2)	エ	「資機材搬入用、空気弁撤去用、職員立入用の計3箇所以上の開口」の必要寸法および位置をご教示ください。	要求水準書（案）第3の1(1)を踏まえ、詳細設計で検討してください。
177	開口目的の確認	14	第3	5	(2)	エ	頂版・中床版に資機材搬入用の開口を設けるとありますが、資機材とはどのようなものを想定していますか。	バルブの点検及び交換に要する資機材及び要求水準書（案）第3の5を満たす上で必要な全ての資機材です。
178	管理人孔	14	第3	5	(2)	カ	「空気弁からのエアを地上に排出できる構造」を持つべきものは、「頂版」でしょうか、それとも「人孔蓋」でしょうか。	人孔蓋です。
179	工事事務物の要求水準	14	第3	5	(2)	キ	「階段を設置し、手摺りを設けること」とありますが、仕様の規定（材質、防錆仕様など）があればご教示ください。	指定はありません。要求水準書（案）第3の1(1)を踏まえ、詳細設計で検討してください。
180	管理人孔	14	第3	5	(2)	キ	管理人孔に設置する階段について、材料仕様の指定（RC、メタル）はございますか。	No.179の回答のとおりです。
181	人孔内設備	14	第3	5	(2)	コ	照明設備、換気設備について、維持管理時に利用できる常設電源を設ける方法と非常用電源を用いる方法が想定されますが、常設の電源は設けないということではよろしいでしょうか。	照明設備及び換気設備に電力を供給する電源は、非常用電源を想定していますが、維持管理上必要となる場合は、別途協議とします。
182	セグメントの仕様について	15	第4	1	(1)	ア	「一次覆工であるセグメントは、仮設構造物として扱う」とありますが、トンネル標準示方書等に記載されているセグメントの許容応力度の割り増し等は、請負人が適切に評価して設定すると解釈してよろしいでしょうか。それとも、本工事特有の要求性能等の設定があるのでしょうか。	No.147の回答のとおりです。
183	セグメントの種類	15	第4	1	(1)	ア	セグメントの種類として鋼製、RCの指定はありますか。	指定はありません。任意です。
184	セグメント仕様	15	第4	1	(1)	ア	セグメント仕様（厚さ、幅、分割数等）の指定はありますか。	指定はありません。任意です。
185	1次覆工	15	第4	1	(1)	ア	一次覆工は、耐震検討は不要との理解で良いでしょうか。	No.147の回答のとおりです。
186	シールド工	15	第4	1	(1)	イ	シールドの平面及び縦断線形について、参考図に示されたものからウ〜オの要求水準を守れば変更することは可能ですか。	要求水準書（案）第4の1(1)イに示すとおり、【別紙3 工事事務物平面・断面図（参考図）】に示す線形を基本とし、新たな占用協議や近接協議が発生するような線形の変更は認めません。
187	シールド線形について	15	第4	1	(1)	イ	「シールドの平面及び縦断線形は、【別紙3 工事事務物平面・断面図（参考図）】に示す線形を基本とする。ただし、施工上可能であれば、公有地立坑を省略してもよい」とありますが、公有地立坑を省略する場合、公有地立坑を通る線形を変更してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	仮設工	15	第4	1	(1)	イ	公有地立坑を省略した場合、シールド線形は変更可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
189	シールド線形	15	第4	1	(1)	ウ	民地境界からの離隔は任意と考えてよろしいですか。	施工誤差、余掘幅等を考慮し、適切に設定してください。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
			第4	1	(1)	ウ		
190	シールド工	15	第4	1	(1)	ウ	シールドの平面線形は、民地境界を侵さず、近接構造物との離隔の要求水準を満たせば、道路幅員内のどこに位置してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、民地境界との離隔は、No. 189の回答のとおりです。
191	シールド線形について	15	第4	1	(1)	エ	「シールドマシンと近接構造物との離隔は、シールドマシン外径の1.5倍以上を確保する」とありますが、土質条件等からのセグメント厚の検討照査より、基本設計書（報告書3-1、表-3.1～3.2（pp75）、図-3.36～図-3.42）に示されているマシン外径（S1:3480mm、S2:2350mm）より大きくなるのが想定されます。その場合、近接構造物付近の平面・縦断線形を変更してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	1次覆工	15	第4	1	(1)	オ	基本設計でのセグメント図面を提示いただけないでしょうか。	貸与資料1以外の図面資料は提示できません。
193	1次覆工	15	第4	1	(1)	オ	設計は契約後となるため、入札時は基本設計でのセグメント仕様で実施するとの理解で良いでしょうか。	貸与資料の取扱いは、実施方針第2の3(1)キ(カ)のとおりです。既存資料及び要求水準書（案）から適切なセグメントの仕様を想定してください。
194	シールド工	15	第4	1	(1)	ク	周辺環境に即した騒音及び振動軽減対策について、各敷地で地元住民等との個別の取り決めがあればご教示下さい。	地元住民等との個別の取り決めについては未定です。
195	既存導水管	15	第4	2	(1)	ア	川井浄水場内の工事用地内にφ800～1200mmの既設導水管が残置となっており、P15の要求水準書には「（残置）と示されたものについては、復旧の必要がない」との記述がございます。新設川井接合井、川井立坑を築造する際に残置と示された既設導水管が支障となる場合、移設の必要な無く撤去のみで設計、施工が可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	付帯工	15	第4	2	(1)	ア、イ	川井浄水場内で西側から工事用車両進入路を設ける場合、移設不可と思われる巨木（3本）がありますが、復旧方法はどのように考えればよろしいですか。	要求水準書（案）第4の2(1)エのとおりですが、復旧が困難な場合は、水道局との協議により復旧方法を決定してください。
197	付帯工	15	第4	2	(1)		鶴ヶ峰排水池構内で外構工事を施工されていますが、提示図書には外構工事完成後の図面がありません。外構完了後の図面をご提示願います。	要求水準書の貸与資料に追加します。
198	撤去範囲	16	第4	2	(2)	ア(ウ)	バイパス管と電気設備の具体的な撤去範囲がわかる図面等がありましたらご教示ください。	貸与資料1と別紙4から撤去範囲を適切に検討してください。
199	詳細図面	16	第4	2	(2)	ア(ウ)	バイパス管と電気設備の仕様や寸法がわかる図面等がありましたらご教示ください。	要求水準書の貸与資料に追加します。
200	付帯工	16	第4	2	(2)	ア	「川井接合井の上流側に位置する既設相模湖系導水管路（φ1500mm、2条）のうち、φ900mm区間（小水力発電設備（室を含む）、電磁流量計（室を含む）、バイパス管、弁類を含む）をφ1500mmの管路に布設替えする。」となっていますが、貸与資料の基本設計図などには記載がありません。要求水準書（案）を正としてよろしいでしょうか。また、その場合、貸与資料の基本設計図などに記載がある粉炭注入施設と支障しますが、お考えをご教示願います。	貸与資料の取扱いは、実施方針第2の3(1)キ(カ)のとおりです。将来付帯施設との支障については、要求水準書（案）第3の1(1)を踏まえ、詳細設計で適切に検討してください。
201	付帯工	16	第4	2	(4)		旧旭・瀬谷SC庁舎の基礎杭については、本工事に支障のある範囲のみの撤去でしょうか。すべての基礎杭についての撤去でしょうか。	支障となる範囲のみが撤去対象です。
202	付帯工	16	第4	2	(4)		旧旭・瀬谷SC庁舎の室外ユニット及びその架台、LPGタンク、給湯器ユニットは当工事における撤去対象でしょうか。	旧旭・瀬谷SC庁舎関連設備はすべて撤去対象とすることを想定しています。
203	詳細図面	16	第4	2	(5)	ア	実験プラント及びプラント用倉庫3棟の建設年度や仕様、寸法がわかる図面等がありましたらご教示ください。	実験プラントは、平成13年に建設し、平成16年に増築改良をしています。要求水準書の貸与資料に図面を追加します。倉庫（物置）の設置年度は不明です。
204	撤去・復旧	16	第4	2	(5)	イ	旧管路研修施設を撤去する場合、復旧は想定していませんがよろしいでしょうか。また、撤去が必要ない範囲については、存置することを考えていますが、よろしいでしょうか。	前段については、要求水準書（案）第4の2(1)のとおりです。後段については、ご理解のとおりです。
205	詳細図面	16	第4	2	(5)	イ	旧管路研修施設の建設年度や仕様、寸法がわかる図面等がありましたらご教示ください。	建設年度は、築造が平成5年度、再整備が平成20年度です。寸法等は要求水準書（案）別紙2のとおりです。
206	付帯工	16	第4	2	(5)		実験プラントの基礎杭については、本工事に支障のある範囲のみの撤去でしょうか。すべての基礎杭についての撤去でしょうか。	実験プラントは直接基礎です。要求水準書に反映します。
207	付帯工	16	第4	2	(5)		実験プラントの東側に隣接する排水・排泥処理プラントと推定される青く塗装されたプラントも、当工事の撤去対象でしょうか。	撤去対象になります。要求水準書に反映します。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
208	要項・指針・示方書等の優先順位について	18	第5	1	(1)	ウ	要項・指針・示方書等によって設計法、基準値や許容値等が異なる場合があります。要項・指針・示方書等に優先順位はありますでしょうか。	原則、要求水準書（案）第5の1(1)ウ(ア)から(イ)を優先します。
209	リスク分担保表	20	第5	1	(2)	エ	記載の【別紙6 リスク分担保表（案）】の中で（共通事項）_制度関連リスク_法令変更リスク_5「本工事のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法」について請負人のリスク負担とされていますが、具体的にはどのような内容のものが対象でしょうか。	会社法等が対象です。
210	部分引渡し分以外の工事目的物の工事着手について	20	第5	1	(2)	図5-1	図5-1の中の先行部分とは、部分引渡し分のみで工事目的物のことを示すのでしょうか。それとも、部分引渡し分のみでなく、それ以外でも設計完了した工事目的物であれば先行部分に含めてもよいのでしょうか。	ご質問の後段のご理解のとおりです。
211	工事契約について	20	第5	1	(2)		工期が10年以上と長期に渡り、金額的にも大型工事となるので、市内企業として参加するにあたり金額負担のリスクも考えられるので、落札JVと横浜市との契約時に工区での分割や出来高等、年度毎での精算や随意契約のような方式を御検討頂けないでしょうか。	工区による工事の分割や単年度契約による年度毎の随意契約は予定していません。 なお、出来高に関しては、各会計年度の支払限度額等の範囲内で出来高に応じて支払います。
212	関係機関への手続き	22	第5	1	(3)	キ	関係機関への「占用許可申請」「近接協議」の進捗状況についてご教示ください。	要求水準書（案）第5の1(3)キの表5-1に示す関係機関は、計画協議を実施済みです。
213	近隣	23	第5	1	(3)	ク	本事業についての沿線（近隣）住民の認識は、どの程度あると考えればよろしいですか？	住民の認識度合いは把握しておりません。
214	測量	25	第5	2	(2)	イ	測量内容に平板測量がありませんが、実施済とのことでよろしいでしょうか。	平板測量は未実施です。 なお、要求水準書（案）第5の2(2)イの現地測量が平板測量にあたります。
215	地質調査	25	第5	2	(3)		建設発生の処分に伴う土砂検定試験を目的とした地質調査箇所数の指標はありますか。	建設発生の受入れ先との協議により、最大200m間隔の土砂検定結果が必要となります。要求水準書に反映します。
216	地質調査	25	第5	2	(3)		ボーリング箇所数は、排出先の条件で箇所数が変わると思われますが、土砂搬出先の条件をご教示ください。	No. 215の回答のとおりです。
217	時期及び時間的制約	28	第5	3	(2)		近隣住民等に対する事前説明や、議会や市広報物等で公表されたものはございますでしょうか。	時期及び時間的制約に関する公表資料はありません。
218	家屋調査について	28	第5	3	(5)		立坑の影響範囲において家屋調査を行うことになっています。シールドについて、家屋調査範囲の指定はありますでしょうか。	シールドについて、家屋調査範囲の指定はありません。
219	家屋調査	28	第5	3	(5)		立坑の影響範囲において、家屋調査を行うことになっています。シールド路線についての影響範囲をご教授いただけますでしょうか。	No. 218の回答のとおりです。
220	家屋調査	28	第5	3	(5)		シールドトンネル掘削の影響範囲の家屋調査は必要でしょうか。必要であれば調査範囲をご教示ください。	No. 218の回答のとおりです。
221	特別管理産業	28	第5	3	(6)	ウ	特別管理産業廃棄物の数量はどのような想定で見積り計上すればよろしいでしょうか。	貸与資料の地質調査の結果を基に、土量変化率を考慮して適切に計上してください。
222	発土・産業廃棄物処理	28	第5	3	(6)		シールド、立坑掘削にともなう建設発生土および産業廃棄物の処分先は指定地と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）第5の3(6)アのとおりです。
223	工事材料の調達	28	第5	3	(8)		工事用水、排水、電力等の調達について、施設内で特段の定めはありますか？	特段の定めはありません。
224	週休2日制	28	第5	3	(10)		発注者指定型週休2日制確保モデル工事とは、実施が強制ということでしょうか。	要求水準書（案）第5の1(1)エ(イ)の横浜市週休2日制確保モデル工事実施要領を参照してください。
225	川井接合井	別紙2	1/6				川井立坑の搬入路は接合井の側方の道路から可能でしょうか。	要求水準書（案）第2の3(2)のとおりです。
226	川井接合井	別紙2	1/6				川井既設接合井と新規接合井とは、高さの差がありますが、ヤード整備時に土留めは必要でしょうか。	既存施設への影響を考慮し、必要であれば実施してください。
227	川井接合井	別紙2	1/6				川井接合性の施工ヤード内の残置配管は、止水措置はされていて、ヤード内で切断撤去が可能でしょうか。	工事用地内の残地管内は空水で、工事用地内で切断が可能です。
228	川井接合井	別紙2	1/6				小電力発電設備見学用スロープの撤去後の復旧は必要でしょうか。必要であれば、数量をご教示ください。	要求水準書（案）第4の2(2)イのとおりです。
229	残置管	別紙2	1/6				原水揚水ポンプ場関連の残置管φ1100、φ800につきまして、設置深度をご教示願います。	φ800mm（ポンプ冷却水管）について、正しくはφ80mmです。要求水準書に反映します。 残地管の土被りは、φ1100mmは約1.5m、φ80mmは約0.8mです。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
230	残置管	別紙2 1/6					原水揚水ポンプ場関連の残置管φ1100、φ800につきまして、残置管の内部は充填閉塞されていますでしょうか。	充填閉塞されていません。 なお、φ800mm（ポンプ冷却水管）について、正しくはφ80mmです。要求水準書に反映します。
231	図面	別紙2 2/6					工事用地平面図公有地内の図面では、旧帷子川の護岸構造が大型土のうのように見受けられます。当該用地を作業ヤードとして造成するにあたり、管轄当局より事前の制約・条件・留意事項を与えられていますでしょうか。	公有地内の使用が確定していないため、現時点では、制約、条件及び留意事項は与えられていません。
232	図面	別紙2 2/6					(J1)川井新接合井、川井接続管(1)(2)の位置が、貸与資料の基本設計図と異なります。要求水準書(案)が正としてよろしいでしょうか。この場合、川井接続管(1)が貸与資料の検討書や基本設計図にあります粉末活性炭注入設備と支障していると思われしますが、お考えをご教示願います。	No. 200の回答のとおりです。
233	旭瀬谷SC	別紙2 3/6					旭瀬谷SCは先行する工区の導水後、上部躯体などが出来るため、後行シールド工事の施工はどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	上部躯体については、要求水準書(案)に規定していません。 なお、(M1)旧旭・瀬谷SC人孔の引渡し時期は、No. 108の回答のとおりです。
234	西谷浄水場	別紙2 4/6					西谷浄水場の工事使用ヤードは分割されていますが、その間に配管などをして工事用の材料の圧送などに使用する可能でしょうか。	材料を圧送する管路の布設は可能です。ただし、職員等の通行ルートを確保するため、場内道路を横断して布設する箇所は、埋設に限ります。既設埋設管との離隔については、水道局との協議によります。
235	図面	別紙2 5/6					工事用地平面図鶴ヶ峰配水池構内の工事用地(鶴②)、工事用地(鶴③)において、旧配水池、旧排泥池が残留とあります。車両の乗り入れや、資材の置ききについて制限事項等ありますでしょうか。	制限事項はありません。当該用地の使用にあたっては、請負人の責任において安全確認を行ってください。 なお、鶴②に残地されている構造物は、旧排水地です。
236	工水ヤード	別紙2 6/6					工水用地の工事ヤードへ搬出入は、東門を想定していますが、現地の駐車スペースはなくなるものとして計画してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第4の2(1)のとおりです。 なお、代替駐車スペースとして、南門内及びポンプ棟上部等が使用できます。ただし、管理事務所から代替駐車スペースへアクセスできる状態を確保してください。
237	工水ヤード	別紙2 6/6					工水立坑は管理事務所の前に築造予定ですが、管理事務所への通路は計画する必要がありますでしょうか。	要求水準書(案)第4の2(1)のとおりです。 なお、代替通路として、南門が使用できます。
238	図面	別紙2 6/6					工事用地平面図工水事務所敷地内において、次亜室が工事用地内に含まれていますが、工事用地として使用可能でしょうか。	次亜室は工事用地外です。要求水準書に反映します。
239	シールド工	別紙3					平面図(15)においてS2シールドが、その曲線半径を緩める効果があると思われる「鶴ヶ峰駅入口」交差点と厚木街道を經由しない理由について、ご教示願います。	鶴ヶ峰駅入口交差点直下にある帷子川捷水路トンネルが支障となるため、当該交差点と厚木街道を經由していません。
240	法令変更リスク	別紙6 共通事項				5)	「広く一般的に適用される法令の変更」とは、具体的にどこまでを指すのでしょうか。	No. 209の回答のとおりです。
241	リスク分担保	別紙6 共通事項				5)	「本工事のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法」としている法令とはどのようなものを想定しているのでしょうか。	No. 209の回答のとおりです。
242	リスク分担保(案)	別紙6 共通事項				10)	制度関連リスクについて、「上記以外の事由による許認可等取得遅延」は請負人負担とありますが、「請負者の事由による許認可等取得遅延」に修正いただけませんか。	「請負人の事由による許認可等取得遅延」に変更します。
243	リスク分担保(案)	別紙6 共通事項				12)	貴市「R2.4工事請負契約約款」が使用されることを前提として、契約約款第29条各項に規定されている範囲を超えて、請負人がリスクを負担するものではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、適用する約款は、調達公告時に公表する工事請負契約約款（設計・施工一括）です。
244	リスク分担保(案)	別紙6 共通事項	社会 リスク	住民 対応 リスク		13)	本工事の実施について、既に地元との合意事項等がありますか。	近隣住民との合意事項等はありません。
245	保険リスク	別紙6 共通事項				17)	設計及び施工段階のリスクをカバーする各種保険については、請負者の任意で選択・付保すればよろしいでしょうか。	水道局が付保を求める保険については、調達公告を確認してください。それ以外の保険の選択・付保については、請負人の任意です。
246	リスク分担保(案)	別紙6 共通事項	経済 リスク	物価 変動 リスク		19)	本工事に係る、インフラ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)とありますが、一定の範囲内とは、具体的には、どのような範囲を示すものでしょうか。	調達公告時に公表する工事請負契約約款（設計・施工一括）並びに横浜市が発出する特例措置、インフレスライド及び単品スライドの実施に関する通知によります。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
247	リスク分 担表 (案)	別 紙 6	共 通 事 項			19) 20)	貴市「R2.4 工事請負契約約款」が使用されることを前提として、本項記載の(一定の範囲)とは、契約約款第26条2項に記載される請負代金額の変更額の範囲内を示すとの理解で宜しいでしょうか。また、契約約款第26条の定めは合意単価に何ら拘束されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	「一定の範囲」については、No.246の回答のとおりです。 また、合意単価についても約款第26条の賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の対象となりますが、変更の要否は合意単価を基礎として算出した残工事代金額に基づき判定します。 ただし、適用する約款は、調達公告時に公表する工事請負契約約款(設計・施工一括)です。
248	リスク分 担表(案)	別 紙 6	共 通 事 項			19) 20)	「一定の範囲」について具体的に示していただけませんか。	No.246の回答のとおりです。
249	リスク分 担表 (案)	別 紙 6	共 通 事 項			19) 20)	物価変動リスクの一定の範囲について、公告時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.246の回答のとおりです。
250	物価変動 リスク	別 紙 6	共 通 事 項			19) 20)	物価変動に係る費用増減リスクの分担における「一定の範囲」を具体的に教えてください。契約後、別途協議決定項目と理解してよろしいでしょうか。	No.246の回答のとおりです。
251	リスク分 担表 (案)	別 紙 6	共 通 事 項			25)	貴市「R2.4 工事請負契約約款」が使用されることを前提として、本項記載のリスクが顕在化する場合、契約約款第30条各項に基づき、発注者および請負人が各々リスクを分担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、適用する約款は、調達公告時に公表する工事請負契約約款(設計・施工一括)です。
252	リスク分 担表 (案)	別 紙 6	共 通 事 項			19) 20) 25)	「経済リスク」「物価変動リスク」内に記載がある、19)「一定の範囲内」と20)「一定の範囲を超えた部分」の明確化をお願いします。 「その他」25)「不可抗力リスク」内に記載がある「一定程度までの」についても明確化をお願いします。	No.246及びNo.251の回答のとおりです。
253	リスク分 担表 (案)	別 紙 6	共 通 事 項			25)	不可抗力リスクの従負担の割合は、公告時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.251の回答のとおりです。
254	リスク分 担表(案)	別 紙 6	共 通 事 項	注 釈			従負担における「一定程度」について具体的に示していただけませんか。	No.251の回答のとおりです。
255	リスクと 責任分担	別 紙 6	設 計 ・ 施 工			2)	「2) 請負人が実施した測量・調査に関するリスクは請負人の負担」とありますが、請負人が実施設計において実施する地盤調査にて既存資料と異なる地盤が出現した場合、これによる工期・工費増大のリスクは水道局殿の負担と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)及び当該資料に定める参考資料で把握及び想定可能なものに関するリスクは水道局、把握及び想定可能なものに関するリスクは請負人の負担です。 なお、契約後に請負人が実施する測量・地質調査の箇所・数量は任意とし、請負人の想定する設計や工法に応じて適切に実施してください。
256	リスク分 担表 (案)	別 紙 6	設 計 ・ 施 工			2)	測量・調査のリスクにおいて、「請負者が実施した測量・調査に関するもの」について請負人がリスクの負担者となっています。実施した測量・調査結果自体については、請負者のリスクとなりますが、土質の縦断面図のような調査結果を使用して途中区間を推定するようなものについては水道局殿のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	No.255の回答のとおりです。
257	用地リス ク 工事費増 大リスク	別 紙 6	設 計 ・ 施 工			7) 12)	地下埋設物について、「現地状況と相違がある場合は、着工時の現況を優先するものとする」とありますが、仮に相違があれば、配管を含む開削工の多くの工種について、入札時の数量や仕様に変更が発生します。これらのことは水道局の負担リスクとして考えてよろしいでしょうか。	No.130の回答のとおりです。
258	用地リス ク	別 紙 6	設 計 ・ 施 工			6)	土壌汚染、地下埋設物(既存資料で把握及び想定可能なもの)に関するものについて、この既存資料とは、貸与資料1~11に示されるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)及び当該資料に定める参考資料をいいます。
259	リスク分 担表 (案)	別 紙 6	設 計 ・ 施 工			9)	工事遅延リスクについて、「水道局の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延・未完工事費の増大」はリスクの負担者は水道局殿とあります。シールド工事では延長すべての地質を把握することは出来ないため、想定外の地質については上記の予見が困難な事象に該当すると考えてよろしいでしょうか。	No.255の回答のとおりです。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所	質問	回答	
260	工事費増大リスク	別紙6	設計・施工	11)	過去の横浜市内のシールド工事では、ヒ素が含有された地山の掘削割合が少なからずあり、プレス発表がなされたこともあります。ヒ素の含有量・溶出量によって土砂の受入れ先が変わることがあり、受入れ先によってヒ素の含有量・溶出量の検定頻度（検定回数）が異なります。以上より、地盤由来のヒ素等の重金属類に起因する土砂処分費・ボーリング調査費の増分、不溶化処理費は入札時の提出見積もりに含まず、水道局の負担リスクとして考えてよろしいでしょうか。	検定回数については、No. 215の回答のとおりです。その他の事項については、No. 221及びNo. 255の回答のとおりです。従って、土砂処分費・ボーリング調査費の増分、不溶化処理費等は適切に見積し、計上してください。
261	工事費増大リスク	別紙6	設計・施工	11)	近接する他企業構造部物の影響検討（26頁）につきましては、「水道局及び既設構造物管理者と協議の上、対象物件に適した手法、手順により実施する」とありますので、入札時の提出見積もりに含まず、水道局の負担リスクとして考えてよろしいでしょうか。	計画協議の段階でFEM解析は4箇所必要です。契約後の各既設構造物管理者との協議により個所数が増加するものに関しては、水道局の負担となります。従って、近接する他企業構造部物の影響検討は適切に見積し、計上してください。
262	工事費増大リスク	別紙6	設計・施工	11)	設計・施工工事契約後、詳細設計を進める際、要求水準に定めがない項目でコスト増の条件が付くような場合、もしくは要求水準と異なる付加条件がつくような場合は、「水道局の事由による設計変更等に伴う工事費の増大」に伴う水道局の負担リスクとして、考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に定めがない項目でコスト増の条件が付くような場合及び要求水準と異なる付加条件が付くような場合は、別途協議し、負担について判断します。
263	引渡前損害リスク	別紙6	設計・施工	17)	当該リスクの負担につきましては、「請負人事由に限定されるもの」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	リスク分担表 (案)	別紙6			「リスク分担表」では判断し難い事象が発生した場合や請負人に帰責事由がないことが明らかな場合は、その都度協議は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
265	業務体制図	別紙7			業務体制図に記載の代表的な技術者以外の技術者は兼務可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	業務体制図	別紙7			設計部門にも、施工部門にも、「技術者（建築）」「技術者（その他）」との記載がありますが、具体的にはどのような業務を担うのでしょうか。	「技術者（建築）」については、要求水準書（案）第4の1(4)及び(5)に示す建築構造物撤去が対象です。「技術者（その他）」については、要求水準書（案）別紙7に列挙されている以外の分野を専門とする技術者を配置する場合に設定してください。
267	業務体制表	別紙7			設計部門および施工部門それぞれに技術者（建築）とありますが、要求水準書では対象となる建築物がわかりません。どの様なものが対象となるのでしょうか？	No. 266の前段の回答のとおりです。
268	衛生管理	別紙8	2		健康診断の対象者は、断続的でも年5日以上従事する者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	衛生管理	別紙8	2, 3		「沈殿池、ろ過池及び配水池等に係る請負工事等に従事する者」の「沈殿池、ろ過池及び配水池等」に既設接合井や、今回構築接合井は対象に含まずという理解でよろしいでしょうか。	既設接合井及び新設接合井は、「沈殿池、ろ過池及び配水池等」に含まれます。
270	要求水準書				工事請負契約約款は、貴市「R2.4工事請負契約約款」が使用されるとの理解でよろしいでしょうか。	適用する約款は、調達公告時に公表する工事請負契約約款（設計・施工一括）です。
271	全般				今回の質問回答は、公告後の質問回答と同じ効力を有する文書であると理解してよろしいでしょうか。	本質問回答書は、現時点での考え方を示したものであり、設計図書ではありません。